平成２４年（フ）第５４２７号
大阪市此花区梅香１丁目15番20号
破産者　株式会社アドン
1　破産債権の届出期間　平成25年２月15日まで
2　一般調査期日　平成25年３月14日午後３時
平成25年１月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７１号
兵庫県明石市魚住町清水172番地の８
破産者　中川　悦子
1　破産債権の届出期間　平成25年２月26日まで
2　一般調査期日　平成25年３月12日午後１時30分
平成25年１月15日
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産管財人の追加選任

平成２４年（フ）第２２号
千葉県香取市佐原イ966番地11
破産者　株式会社鈴木設備
上記の者に対する破産事件につき、次の者を破産管財人に選任した。
弁護士　福田佐知子
平成25年１月10日　千葉地方裁判所佐原支部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第４１７９号
大阪市中央区瓦町３丁目５番７号
破産者　株式会社レイコフ
1　期日　平成25年３月12日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年１月11日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第７２０号
福岡市博多区博多駅南１丁目８番６号
破産者　アイフォレックス株式会社
異議申述期間　平成25年３月11日まで
平成25年１月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１３２号
福岡市中央区天神４丁目１番23号
破産者　大星興産有限会社
異議申述期間　平成25年３月11日まで
平成25年１月11日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２４年（フ）第１１９６号
京都府久世郡久御山町坊之池坊村中28　久御山南病院、住民票上の住所京都府久世郡久御山町大橋辺１番地30
破産者　加地　清子
法定代理人成年後見人　八田行史こと　鄭　弼斗
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２号
青森県八戸市大字市川町字下揚49番10号
清算株式会社　市川管財株式会社
代表清算人　町田　信行
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
青森地方裁判所八戸支部

平成２４年（ヒ）第１４号
秋田県大館市花岡町字小坪川117番地
清算株式会社　株式会社八洋ボーリング
代表清算人　畠澤　治朗
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（ヒ）第２０８０号
東京都渋谷区渋谷３丁目７番６号
清算株式会社　ＧＥ株式会社
代表清算人　蟹江　幹彦
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第３０１７号
大阪市西成区花園南１丁目４番２号博喜ビル
清算株式会社　株式会社ジー・エス・エム
代表清算人　山本　　宏
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２６号
京都市山科区小山小川町11番12番合地の１
清算株式会社　株式会社イワタコーポレーション
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

平成２４年（ヒ）第４号
徳島市八万町大坪275番地１
清算株式会社　株式会社八万総合運送
1　決定年月日　平成25年１月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

関係人集会期日等

平成２３年（ミ）第３号
三重県桑名市大字蛎塚新田328番地
更生会社　水谷建設株式会社
1　関係人集会
期日　平成25年３月25日午後２時
場所　大阪地方裁判所第６民事部
第６債権者集会室（第二別館３階）
目的　更生計画案の決議
2　議決権の行使方法　会社更生法189条２項３号の方法（同項２号の方法による場合の投票は会社更生規則52条２項１号の方法による。）
3　書面投票期間　平成25年１月11日から平成25年３月18日まで
4　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年３月11日
平成25年１月11日
大阪地方裁判所第６民事部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第２号
宮城県白石市白川津田字上川原58番地の１
再生債務者　株式会社北白川製作所
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年１月11日
仙台地方裁判所第４民事部

監 督 命 令

平成２５年（再）第１号
富山県黒部市宇奈月温泉53番地
再生債務者　株式会社宇奈月延対寺荘
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　富山市千石町６丁目１番２号　近藤光玉法律事務所　弁護士　近藤　光玉
平成25年１月11日　　富山地方裁判所民事部

監督命令取消

平成２４年（再）第２号
宮城県白石市白川津田字上川原58番地の１
再生債務者　株式会社北白川製作所
主文　平成24年12月３日にした監督命令を取り消す。
平成25年１月11日
仙台地方裁判所第４民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第１号
三重県鈴鹿市岸岡町57―１　セントリバーハイツ千代崎Ｃ棟202号
再生債務者　民谷　健一
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月８日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年３月８日から平成25年３月22日まで
津地方裁判所

平成２４年（再）第２号
三重県鈴鹿市岸岡町57―１　セントリバーハイツ千代崎Ｃ棟202号
再生債務者　民谷　陽子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月８日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年３月８日から平成25年３月22日まで
津地方裁判所